

6 監 第 3 9 号
令和6年10月18日

二本松市長 三保 恵一 様

二本松市監査委員 守岡 健次

二本松市監査委員 佐藤 有

令和6年度定期監査の結果について（提出）

このことについて、地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により令和6年度定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出いたします。

6 監 第 3 9 号
令和6年10月18日

二本松市議会議長 本多 勝実 様

二本松市監査委員 守岡 健次

二本松市監査委員 佐藤 有

令和6年度定期監査の結果について（提出）

このことについて、地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により令和6年度定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出いたします。

令和6年度定期監査結果報告書

1 監査基準

本監査は、二本松市監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠し実施した。

2 監査の概要

(1) 監査の種類（根拠法令）

定期監査（地方自治法第199条第2項及び第4項）

(2) 監査の対象

① 対象部局

総務部

秘書政策課・特命担当・財政課・人事行政課・DX推進課・税務課

② 対象範囲

令和6年4月1日から令和6年8月31日までの執行分

令和5年度分各種団体に対する補助金

(3) 監査の実施日程等

① 監査の期間 令和6年9月26日から令和6年10月17日まで

② 監査委員監査 令和6年10月16日・17日

③ 監査実施場所 監査委員事務局

(4) 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適法、適正、かつ効率的に行われているか、また、それら事業は経費に見合った効果を挙げているか等を主眼とした。

(5) 監査の主な実施内容

あらかじめ提出を求めた定期監査資料及び書類並びに帳簿類を調査するとともに、部長以下関係職員の出席のもと、事務事業の概要及び執行状況について説明を受け、必要に応じて質疑等を行った。

3 監査の結果

事務の執行が適法、適正、かつ効率的に行われているかどうかという観点から監査を実施した結果、概ね適正に執行されていると認められたが、次に記載のとおり改善を要する事項（指摘事項）及び意見要望とする事項があったので、内容を十分把握、精査のうえ、必要な措置を講じられたい。

なお、事務処理上改善及び留意すべき事項で軽微なものについては、監査執行の際に改善を指導した。

4 改善を要する事項（指摘事項）

業務委託の契約事務において、契約書中の年度表記誤り箇所を不適切な方法で修正したものを確認したので、市文書取扱規程や物品調達等契約事務手引きをもとに適切な事務処理を行うこと。

5 意見要望とする事項

人口減少対策として、住宅改修や空き家改修の助成、大卒者等定住促進奨励金及び移住促進住宅取得奨励金等を助成する施策を展開しているが、これら事業の継続にあたっては、常に事業効果の検証を行い、バラマキ政策とならぬよう、必要に応じ見直し・改善等を図り、長期的に成果が上がることを望む。

また、市有地売却において、これまでの売却方法に更に厚みを増す意味からも、土地売却を生業としている不動産業者等からもアドバイスを得るなどして、早期売却が図られるよう更なる努力を望む。